

## 令和2年度 2月補正予算の内容について

### ◆各会計の補正予算額

(単位：千円)

会 計		補 正 前	補 正 額	計
一 般 会 計		28,857,600	242,000	29,099,600
特別会計	国民健康保険	5,738,600	-	5,738,600
	介護保険	4,418,000	-	4,418,000
	後期高齢者医療	677,400	-	677,400
企業会計	都市開発事業	35,150	-	35,150
	水道事業	3,205,000	-	3,205,000
	下水道事業	3,679,000	-	3,679,000
合 計		46,610,750	242,000	46,852,750

(補正内容)

内容	担当課	補正額	資料
<b>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保・接種事業</b> 3月から新型コロナウイルスワクチンの接種が開始することに伴い、接種に係る費用やコールセンターの設置・集団接種会場の運営等に係る費用を計上する。	健康増進課	225,100	①
<b>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</b> <b>(時短営業要請事業者経営継続支援事業)</b> 令和3年1月14日から2月7日までの期間で県が行う時短営業の要請に応じた事業者に対し、県・市が協調して1日当たり6万円の協力金を支給する。	産業創造課	16,900	②

# 新型コロナウイルス ワクチン接種体制確保・接種事業

## 1. 事業概要

令和3年3月を目途に、新型コロナウイルスのワクチン接種体制を整備する。確保できるワクチンの量に限りがあることから、①医療従事者への接種に続き、②65歳以上の高齢者、③基礎疾患を有する方、高齢者施設や障がい者施設に従事する方、④その他の方に区分し、①→②→③→④の順番で、順次接種を開始する。

## 2. 事業内容

- ①接種対象：市民（接種は努力義務）
- ②接種費用：国が負担
- ③接種回数：1人2回接種（接種間隔21～28日程度）
- ④接種場所：公共施設等での集団接種  
今後、順次医療機関での個別接種開始の予定

## 3. 総事業費

238,700千円（補正済：13,600+2月補正：225,100）

〔経費内訳〕 ※財源はすべて国費で賄われる予定

- ・補正済…接種準備（システム改修、接種券作成、封入封緘経費、発送経費 など）
- ・2月補正…医師委託料、看護師報償費、補助スタッフ報償費、傷害保険料、コールセンター設置・運営経費、接種券等郵送料、会場準備物品購入経費 など

【お問い合わせ先】

市民福祉部健康増進課 ☎0794-63-3977(直通)

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (時短営業要請事業者経営継続支援事業)

## 1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮（時短営業）に協力した事業者に対し、協力金を県・市町協調で支給する。

## 2. 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力した店舗を運営する事業者

## 3. 支給要件

県が要請するすべての期間において、時短営業（休業を含む）した店舗単位に支給

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要。

要請期間	令和3年1月14日（木）～2月7日（日）
対象地域	県内全域
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店（酒類を提供する店に限定しない）
支給要件	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）短縮した場合に支給
開業日	1月13日（水）以前に開業していること
支給額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※特別な事情がある場合は、遅くとも1月18日（月）から時短営業を開始し、2月7日（日）まで連続して時短営業すれば対象とする。

※定休日は時短営業日数から除く。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象とする。

## 4. 事業費

16,900千円（国：80%、県：20%×2/3、市：20%×1/3の負担割合）

【お問い合わせ先】

地域振興部産業創造課

0794-70-7137(直通)